

(目的)

第1条 この要綱は、事業着手から一定期間が経過した公共事業等について再評価を実施し、その結果に基づいて必要な見直し等を行うことにより、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性をより一層高めることを目的とする。

(再評価の対象とする事業)

第2条 都市整備部が実施する国土交通省（以下「国」という。）の所管事業のうち、管理に関する事業等を除くすべての補助事業（以下「対象事業」という。）を再評価の対象とする。

(再評価を実施する事業)

第3条 対象事業のうち再評価を実施する事業（以下「実施事業」という。）は、国が定める再評価実施要領に掲げられている事業とする。ただし、当該年度内に完了する見込みである対象事業については、これを再評価の対象から除外するものとする。

(対応方針の決定)

第4条 市は、実施事業について、事業課が作成する再評価に係る資料に基づき、対応方針を決定した上で、必要と認める場合は、国に対して補助金交付等に係る要求を行うものとする。

(評価結果及び対応方針等の公表)

第5条 市長は、再評価の結果及び対応方針等を、結論に至った経緯や再評価の根拠等とともに公表するものとする。

2 前項の公表を行う時期は、国における再評価の結果等の公表時期と調整を図った上で決定するものとする。

(公共事業評価検討会議等)

第6条 事業課から提出される対応方針案の検討を行うため、都市整備部内に公共事業評価検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

2 検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事業課の事務)

第7条 再評価を行おうとする事業課は、実施事業の再評価に係る資料の作成を行うとともに、対応方針案を作成するものとする。

2 事業課は、検討会議に諮った案件に関して、蕨市公共事業評価監視委員会委員長の答申を受けて速やかに対応し、その結果を検討会議へ報告するものとする。

3 事業課は、前2項の事務を円滑に行うため、公共事業再評価作業部会を置くことができる。

(評価手法)

第8条 再評価の評価手法は、国が策定した評価手法を用いるものとする。ただし、事業の特殊性等によりこれらの評価手法の採用が困難な場合は、県と評価手法を協議の上、再評価を実施するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、再評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(蕨市公共事業再評価実施要綱の廃止)

2 蕨市公共事業再評価実施要綱（平成12年蕨市要綱第1号）は、廃止する。